

様式第二十一

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の変更協議書

令和3年6月25日

関東経済産業局長 殿

軽井沢町 町長 藤巻 進

平成30年7月3日付けで同意を受けた導入促進基本計画について、下記について別紙のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第50条第1項の規定に基づき協議します。

記

1 変更事項

導入促進基本計画の以下の事項

- 1 先端設備等の導入の促進の目標
 - (2) 目標
 - (3) 労働生産性に関する目標
- 2 先端設備等の種類
- 4 計画期間
 - (1) 導入促進基本計画の計画期間
- 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

2 変更事項の内容

令和3年6月の中小企業等経営強化法の改正等を踏まえ、以下の点を変更する

- ・ 1 先端設備等の導入の促進の目標
 - (2) 目標
「生産性向上特別措置法第37条第1項」を「中小企業等経営強化法第49条第1項」に変更する。
 - (3) 労働生産性に関する目標
「導入促進指針」を「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に変更する。

- ・ 2 先端設備等の種類
「経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項」を「中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項」に変更する。
- ・ 4 計画期間 (1) 導入促進基本計画の計画期間
「3年間」を「5年間」に変更する
- ・ 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項
「5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項」に変更する。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

軽井沢町の基幹産業は別荘保養を中心とした観光産業で、卸売・小売業、宿泊業や飲食サービス業が8割以上を占める全国有数の観光地であり、知名度が高いことが強みになっていますが、滞在客のニーズの多様化や観光地間競争の激化により、当町を訪れる滞在客は横ばい傾向にあります。

また、近年人口は上昇していますが、少子高齢化の進行や人口減少の社会の到来等課題は山積しています。

現在の町内は、既存商店街の衰退がみられ、新規創業者が増加せず、中小企業の振興が図られていないという課題に直面しています。現状を放置すると全国有数の観光地であっても、観光産業の基盤が失われかねない状況であります。

町内の中小企業の生産性の抜本的な向上により、観光産業の事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業や創業したいという意識の向上とその取り組みを支援し、観光地における更なる中小企業の活性化を図ることを目標とします。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、更に経済発展していくことを目指します。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

軽井沢町は、卸売・小売業、宿泊業や飲食サービス業、農林業と多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらで多くの事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に

定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

軽井沢町の産業は観光産業のため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、軽井沢町全域とする。

(2) 対象業種・事業

軽井沢町の産業は観光産業であり、卸売・小売業、宿泊業や飲食サービス業、農林業と多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・軽井沢町の自然保護対策要綱を遵守すること。
- ・町税等を滞納している者は除く。
- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。